

「2011年度の厚生労働行政を知る」(やまだ塾)

(2011年3月14日掲載)

NO. 19 <児童福祉> 「子ども手当について」(雇用均等・児童家庭局)

=厚生労働省社会援護局から、都道府県、指定都市及び中核市に向けた説明資料である=

○子ども手当については、子ども手当に関する「5大臣合意」(平成22年12月20日)に基づき、平成23年度政府予算案に所要額を計上しており、平成23年度分の支給のための所要の法律案(単年度法)を平成23年通常国会に提出する。

平成23年度子ども手当法案の概要(未定稿)

次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、平成23年度において、中学校修了前(※)までの子どもについて、子ども手当を支給。(※15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)

- ①3歳未満の子ども1人につき月額2万円、3歳以上中学校修了前までの子ども1人につき月額1万3千円(所得制限なし)の子ども手当を父母等に支給
 - ・支給等の事務は、市区町村(公務員は所属庁)
 - ・支払月は平成23年6月、10月、平成24年2月、6月
- ②子ども手当については、児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担(公務員については所属庁が負担)
- ③子どもに対しても国内居住要件を設ける(留学中の場合等を除く)
- ④児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で子ども手当を支給する
- ⑤未成年後見人や父母の指定する者(父母等が国外にいる場合に限る。)に対しても父母と同様(監護・生計同一)の要件で子ども手当を支給する(父母等が国外に居住している場合でも支給可能)
- ⑥監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合には、子どもと同居している者に支給する(離婚協議中別居の場合でも子どもと同居する母親に対して支給可能)
- ⑦保育料を子ども手当から直接徴収できるようにする。また、学校給食費等については、本人の同意により子ども手当から納付することができる仕組みとする
- ⑧地域の実情に応じた子育て支援サービスを拡充するための交付金を設ける

○平成22年度の子ども手当法から支給額、支給要件など、改正している部分が多く、これに伴

い、市町村の事務処理についても変更が生じる部分があり、厚生労働省としても事務処理の具体的進め方などについて、随時情報提供するので、特段の取組をお願いする。

- 法案においては、施行日を平成23年4月1日施行とする予定であるが、支給要件の変更を伴う部分等については、平成23年6月1日（6月分（10月期に支給））から適用する予定。
- また、本法案は単年度法となる予定であるが、平成24年度以降における子ども手当の制度設計にあたっては、5大臣合意にも盛り込まれているとおり、関係府省と地方公共団体で十分な協議を行う予定である。

平成23年度予算案について

- 給付費総額：2兆6,658億円（公務員分を除く）
 - （うち、国庫負担金は1兆9,479億円）
 - ※公務員を含めた場合：2兆9,356億円
 - （国家公務員560億円、地方公務員2,138億円）
- 地域の実情に応じた子育て支援サービスを拡充するための交付金500億円を計上
- 事務費：99億円（経常経費分、システム改修経費は除く）
 - ※子ども手当システム改修経費については、安心こども基金による「地域子育て創生事業」において実施（安心こども基金管理運営要領を改正）

- 各都道府県においては、安心こども基金による事業を活用して市町村の子ども手当システム改修経費を助成できるよう、所要の措置を講じていただくとともに、管内市区町村に対して周知いただきたい。
- 厚生労働省としては、平成23年度の子ども手当の円滑な実施を図るため、必要な情報提供や周知広報に努めていくこととしており、都道府県、市町村におかれても、ご理解、ご協力をお願いしたい。

（参考・引用：2010年度全国厚生労働関係部局長会議（厚生分科会）資料）